

上場有価証券等の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前に担当者にご確認ください。

1. 手数料等諸費用について

- (1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他別紙「手数料一覧表」に記載の手数料をいただきます。
- (2) 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- (3) 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- (4) 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

2. 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- (1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- (2) 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- (3) 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- (4) 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

3. 外国証券について

外国証券については、我が国の金融商品取引所に上場されている場合や我が国で公募・売出しが行われた場合等を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

4. 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

○当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- (1) 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- (2) 当社が自己で直接の相手方となる売買
- (3) 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理

(4) 上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

(5) 上場有価証券等の売出し

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

注 1) 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

注 2) 通信取引口座をご利用のお客様につきましては、あらかじめご注文に係る有価証券または代金をお預けいただいている場合にご注文をお受けいたします。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。

該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ

(<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

手数料一覧表（税込）

1.対面取引口座の委託手数料

各付表の約定代金または額面総額については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを一口としてお取扱いたします。

＜付表1＞国内上場有価証券（株券・日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券、上場投信、不動産投信、カントリーファンド）

約 定 代 金	委 託 手 数 料
217,391 円以下	2,750 円
217,391 円を超え 100 万円以下	約定代金×1.2650%
100 万円を超え 500 万円以下	約定代金×0.9350%+3,300 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	約定代金×0.5830%+20,900 円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下	約定代金×0.4400%+35,200 円
1,500 万円を超え 2,000 万円以下	約定代金×0.3850%+43,450 円
2,000 万円を超え 2,500 万円以下	約定代金×0.3300%+54,450 円
2,500 万円を超え 3,000 万円以下	約定代金×0.2585%+72,325 円
3,000 万円超	149,875 円固定

*売却時のみ約定代金が 5,000 円以下の場合に限り、約定代金の 55.0%を委託手数料とします。

＜付表2＞国内上場国債証券

売買における売付けまたは買付け額面 100 円につき、額面総額	
500 万円以下	44.00 銭
500 万円を超え 1,000 万円以下	38.50 銭
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	33.00 銭
5,000 万円を超え 1 億円以下	27.50 銭
1 億円を超え 10 億円以下	11.00 銭
10 億円超	5.50 銭

＜付表3＞国内上場国債証券以外の上場債券

売買における売付けまたは買付け額面 100 円につき、額面総額	政府保証債券、地方債証券、外国国債証券、 外国地方債証券及び加盟国際機関債	その他の債券
500 万円以下	66.00 銭	88.00 銭
500 万円を超え 1,000 万円以下	55.00 銭	71.50 銭
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	44.00 銭	55.00 銭
5,000 万円を超え 1 億円以下	33.00 銭	38.50 銭
1 億円を超え 10 億円以下	16.50 銭	22.00 銭
10 億円超	11.00 銭	16.50 銭

（注）加盟国際機関債は次に掲げる者が発行する債券をいいます。

① 国際復興開発銀行 ② アジア開発銀行 ③ 米州開発銀行 ④ アフリカ開発銀行

＜付表4＞国内上場新株予約権付社債券（転換社債、ワラント債）

約 定 代 金	委 託 手 数 料
25 万円以下	2,750 円
25 万円を超え 100 万円以下	約定代金×1.1000%
100 万円を超え 500 万円以下	約定代金×0.8800%+2,200 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	約定代金×0.6600%+13,200 円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下	約定代金×0.4400%+35,200 円
1,500 万円を超え 2,000 万円以下	約定代金×0.3850%+43,450 円
2,000 万円を超え 2,500 万円以下	約定代金×0.2750%+65,450 円
2,500 万円を超え 3,000 万円以下	約定代金×0.1650%+92,950 円
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	約定代金×0.0330%+132,550 円
5,000 万円超	149,050 円固定

<付表 5>国内上場新株予約権証券（ワラント）

約 定 代 金	委 託 手 数 料
217,391 円以下	2,750 円
217,391 円を超え 100 万円以下	約定代金×1.2650%
100 万円を超え 500 万円以下	約定代金×0.9900%+2,750 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	約定代金×0.7700%+13,750 円
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	約定代金×0.6325%+27,500 円
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	約定代金×0.4125%+93,500 円
5,000 万円を超え 1 億円以下	約定代金×0.2475%+176,000 円
1 億円を超え 3 億円以下	約定代金×0.2200%+203,500 円
3 億円を超え 5 億円以下	約定代金×0.1375%+451,000 円
5 億円を超え 1 0 億円以下	約定代金×0.1100%+588,500 円
1 0 億円超	約定代金×0.0825%+863,500 円

<付表 6>外国株

委 託 手 数 料
売買代金の一律 2.20%

＊外国株現物取引の買いの場合のみ、最低手数料を5,500 円とします。

（注）売買代金は、現地における約定代金とします。

<付表 7>端株

委 託 手 数 料	
約定代金の一律 1.375%	
最低手数料（100,000 円以下の場合）	1,375 円

2.通信取引口座の委託手数料

インターネット・モバイル発注

一 取 引 毎 の 約 定 代 金		委託手数料
国内現物取引	50 万円以下	814 円
	50 万円を超え 3,000 万円以下	1,650 円
外国株現物取引	3,000 万円以下	売買代金の 1.650% ※
端 株	3,000 万円以下	1.375% (最低手数料 1,375 円)

* 外国株現物取引の買いの場合のみ、最低手数料を5,500 円とします。

* 売買代金は、現地における約定代金とします。

* 現地諸費用等は委託手数料に含まれております。

コールセンター発注

一 取 引 毎 の 約 定 代 金		委託手数料
国内現物取引	55 万円以下	1,650 円
	55 万円を超え 3,000 万円以下	3,300 円
外国株現物取引	3,000 万円以下	売買代金の 1.9800% ※
端 株	3,000 万円以下	1.375% (最低手数料 1,375 円)

* 外国株現物取引の買いの場合のみ、最低手数料を5,500 円とします。

* インターネットでご注文いただいた場合とコールセンターにご注文いただいた場合とでは委託手数料は異なります。

* インターネット・モバイル発注、コールセンター発注ともに一回のご注文上限は約定代金 3,000 万円までとなります。約定代金 3,000 万円を超えるご注文は分割してのご注文をいただく事となり分割分の手数料がかかります。

* 国内現物取引のうち、立会外での相手方を当社とする現物クロス取引を行う場合は、前項「1. 対面取引口座の委託手数料」の「＜付表 1＞国内上場有価証券」の委託手数料となります。

コンサルネット発注

一 取 引 毎 の 約 定 代 金		委託手数料
国内現物取引	217,391 円以下	2,750 円
	217,391 円を超え 100 万円以下	約定代金×1.2650%
	100 万円を超え 500 万円以下	約定代金×0.9350%+3,300 円
	500 万円を超え 1,000 万円以下	約定代金×0.5830%+20,900 円
	1,000 万円を超え 1,500 万円以下	約定代金×0.4400%+35,200 円
	1,500 万円を超え 2,000 万円以下	約定代金×0.3850%+43,450 円
	2,000 万円を超え 2,500 万円以下	約定代金×0.3300%+54,450 円
外国株現物取引	2,500 万円を超え 3,000 万円以下	約定代金×0.2585%+72,325 円
	3,000 万円以下	売買代金の 2.200% ※
端 株	3,000 万円以下	1.375% (最低手数料 1,375 円)

* 国内現物取引の売却時、約定代金 5,000 円以下の場合は、約定代金の 55%を委託手数料とします。

* 外国株現物取引の買いの場合のみ、最低手数料を5,500 円とします。

* 売買代金は、現地における約定代金とします。

* 現地諸費用等は委託手数料に含まれております。

* インターネット・モバイル発注、コールセンター発注、コンサルネット発注全てにおいて、一回のご注文上限は約定代金 3,000 万円（インターネット・モバイル発注の信用取引は5,000 万円）までとなります。この上限金額を超えるご注文は分割してのご注文をいただく事となり分割分の手数料がかかります。

3.委託手数料の特別料率

金融機関及び資本金1億円以上の法人のお客様が行う有価証券の売買等の委託手数料については、対面取引の委託手数料率に従うことを原則としますが、次のいずれかによって算出した手数料とすることもできることとします。なお、外国証券の為替レートについても契約または合意によることができます。

(1)個別契約により決定

(2)受託までにあらかじめお客様と合意した料率を適用

(注)「金融機関」とは、「金融機関の証券業務に関する命令」(平成10年11月24日総・大令35)第15条に該当するお客様をいいます。

4.外貨建の外国証券の為替レートのスプレッド

(1)当社が海外の証券会社等と直接取引を行なう場合

外国証券等の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する場合は、当社が決定した為替レートに通貨別スプレッド表のスプレッドを加算または減算したレートを適用します。買付けの場合は加算され、売却の場合は減算されたレートが適用されます。為替レートは約定日または売出し為替決定日の東京外国為替相場等の実勢相場に基づいて当社が決定します。ただし、為替レート決定後、急激な為替変動が生じた場合は、為替レートの変更または適用の一時中止を行うことがあります。

通貨別スプレッド表

対 応 通 貨	為替レート	備 考
アメリカドル	50銭	・債券の売買で、決済金額10万ドル以上の場合は25銭 ・MMFの売買で、約定代金1,500万円以上の場合は25銭
英国ポンド	1円	
ユーロ	75銭	債券の売買で、決済金額10万ユーロ以上の場合は50銭
オーストラリアドル	1円	債券の売買で、決済金額20万ドル以上の場合は50銭
カナダドル	80銭	
スイスフラン	90銭	
スウェーデンクローナ	40銭	
ニュージーランドドル	1円	債券の売買で、決済金額20万ドル以上の場合は50銭
南アフリカランド	40銭	債券の売買で、決済金額350万ランド以上の場合は25銭
ブラジルレアル	1円50銭	債券の売買で、決済金額80万レアル以上の場合は1円25銭
トルコリラ	1円50銭	債券の売買で、決済金額100万リラ以上の場合は1円25銭
ロシアルーブル	9銭	債券の売買で、1,500万ルーブル以上の場合は6銭
メキシコペソ	25銭	債券の売買で、500万ペソ以上の場合は15銭
インドルピー	8銭	債券の売買で、1,800万ルピー以上の場合は5銭
中国人民元	30銭	
香港ドル	15銭	
韓国ウォン	10銭	100ウォンに対して10銭
台湾ドル	8銭	
シンガポールドル	83銭	
インドネシアルピア	3銭	100ルピアに対して3銭
タイバーツ	8銭	
フィリピンペソ	7銭	
マレーシアリンギット	43銭	
イスラエルシェケル	43銭	
ベトナムドン	20銭	1,000ドンに対して20銭

* 為替レートは1通貨単位で表示。1通貨単位以外の場合は備考欄に記載。

* 商品の決済金額により為替レートが変更となる場合は、備考欄に記載。

(2) 当社が国内の証券会社に取次を委託する場合

取次を委託する証券会社の決める為替レートを準用するものとします。

5. 国内店頭取引（外国株券等のうち、当社が相手方となって日本国内でお客様との売買等に応じる取引です。）

- ・お客様に掲示する売り・買い参考価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で算出した社内価格を仲値として、仲値と売り・買い参考価格との差がそれぞれ原則として2.50%（手数料相当額）となるように設定したものです。
- ・上記の参考価格には手数料相当額が含まれているため、別途手数料は頂戴いたしません。

※外国株券の売買にあたり、円貨と外貨を交換する際の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

当社の概要

商 号 等	藍澤證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 6 号
本店所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 1 丁目 20 番 3 号
連 絡 先	お客様相談課（フリーダイヤル 0120-138-299）または お取引のある営業部支店にご連絡ください。
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	80 億円（2020 年 3 月 31 日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭 和 8 年 10 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等については、以下の窓口で承っております。

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋 1 丁目 20 番 3 号

電話番号：お客様相談課 0120-138-299

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR当社制度とは、お客様と金融機関のトラブルについて、裁判手続き以外の方法で、簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I NMAC）」をご利用することが出来ます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（F I NMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません）

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日を除く）